

従業員の皆さん！ 災害によっては労災保険では補償されない場合があります 気をつけてください！ こんなとき！！

通勤中の事故

通勤災害とされるためには、自宅と会社との間を往復する行為が「通勤」の条件を満たす必要があります。通勤の途中で経路を外れたり、通勤と関係のない行為を行った場合は労災保険の補償の対象とならない場合があります。ただし、「日常生活上必要な行為」のために通勤経路を外れた場合は、中断行為を終えて通勤に戻ってからは補償の対象となりますが、中断中は補償の対象となりません。

- **出勤時に自宅の敷地内の階段でつまづいて転倒**
自宅の敷地内で被災した場合は自宅内での事故と判断され、通勤として認められない場合があります。
- **出勤時にオートロックのマンション内の廊下が濡れていて足を滑らせて転倒**
オートロックのマンションの場合、オートロックの扉内は自宅内と判断され、通勤として認められない場合があります。
- **通勤中に気分が悪くなり、会社に電話して年次有給休暇を取ったあと、自宅に戻る途中での事故**
年次有給休暇を取得した時点で被災当日に就業しないことが確定するため、通勤と認められない場合があります。
- **終業後、通勤経路上にあるスーパーマーケットで夕食用の食材を買いに行き、店内の階段から落下**
- **終業後、要介護状態にある祖父の介護のために寄った祖父の家の敷地内で転倒**
“スーパーマーケットで夕食用の食材を買うこと”、“要介護状態にある祖父の介護”等は「日常生活上必要な行為」とされ、行為を終えて通勤に戻ってからは補償の対象となりますが、“店内”や“祖父の家の敷地内”等で被災した場合は「中断中」の事故と判断される場合があります。
※2017年1月1日より、要介護状態にある祖父母、孫、兄弟姉妹について“同居かつ扶養”要件が撤廃されました。
- **社内研修後に近くの料理屋で行われた懇親会に参加した帰りの事故**
懇親会への参加が業務上義務付けられていない場合、懇親会は業務と判断されず、通勤として認められない場合があります。
- **終業後、喫茶店で同僚と1時間ほど雑談した帰りの事故**
- **終業後、フィットネスジムに行った帰りの事故**
- **終業後、同僚と飲みに行った帰りの事故**
“喫茶店で同僚と1時間ほど雑談する”、“フィットネスジムに行く”、“同僚と飲みに行く”等、通勤と関係のない行為を行った場合は、通勤を中断したと判断される場合があります。



休憩中の事故

労災と認められるためには、「業務遂行性」と「業務起因性」の両方を満たしていることが必要です。休憩時間中等、事業主の支配下・管理下にあるといえない場合に発生した災害は、その災害が事業場施設の欠陥等によるものでない限り、労災とはならない場合があります。

- **お昼休憩中に同僚と社外の飲食店に食事に行った際の事故**
事業場施設の外に食事を取りに行く行為は管理下にあるといえないため、労災が認められない場合があります。
- **外回りの営業中、お昼ご飯を取るために入った飲食店の入口段差につまづいて転倒**
お昼ご飯を取るために入った飲食店内で被災した場合、業務遂行性が認められず、労災が認められない場合があります。
- **お昼休憩中に同僚とキャッチボール中のケガ**
施設内で起きた事故であっても、原因がキャッチボールであれば事業場施設または管理に起因する災害とはいえません。



その他

- **業務中に足をくじいたがすぐに病院に行かず、しばらく経っても治らないので病院に行ったら骨折と診断された**
時間が経ってしまうと因果関係がはっきりせず、労災の対象とならない場合があります。被災時はすぐ病院に行きましょう！

《注》上記は参考事例です。実際の給付認定は、労災認定基準、災害の発生状況等に基づき労働基準監督署が決定します。